

Q2 平成 16 年 3 月早期適用時の連結財務諸表における連結子会社への適用について

説例は子会社が 12 月決算の会社で、親会社より決算日が前のケースであるが子会社も親会社と同じく 3 月決算なのに、親会社だけが減損の早期適用を行い、子会社は個別財務諸表上早期適用を行わないことも可能でしょうか？

子会社の中には確定決算で減損を先取りするほど余裕のないところがあり、猛烈な反対をしているところもあります。

個別財務諸表では減損を取り込まないが、連結修正で対応することで行きたいという親会社の意見もあります。

あるいは

子会社自身も公開会社であり、独自の会計方針を採用している場合などは「親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱い」に関する Q&A 3 にあるとおり会計処理の統一を要しないとしてたとえ親会社が減損会計を早期適用したとしても、子会社は早期適用をしないということは認められるのではないのでしょうか？

そのあたりをもう少し明確に記述していただきたいと思います。

木田彰